

軽自動車税の税率改正について

原動機付自転車や小型特殊車両等

平成 27 年度税制改正により、原動機付自転車、小型特殊車両等の税率引き上げが 1 年延期されたため、平成 28 年度課税分より新税率を適用します。

車両区分		平成 27 年度	平成 28 年度～
原動機付自転車	50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600 円	2,400 円
	その他	4,700 円	5,900 円
二輪の軽自動車	125cc 超 250cc 以下	2,400 円	3,600 円
二輪の小型自動車	250cc 超	4,000 円	6,000 円

四輪以上及び三輪

車両区分		平成 27 年 3 月 31 日 以前に最初の新規検査を受けた車両 (旧税率)	平成 27 年 4 月 1 日 以後に最初の新規検査を受けた車両 (新税率)	最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (重課税率)
四輪以上	乗用・自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	乗用・営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
(660cc 以下)	貨物用・自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
	貨物用・営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円

※最初の新規検査年月は、自動車検査証（車検証）の 1 段目中央の「初度検査年月」で確認できます。

平成 27 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査を受けた車両 → (旧税率)

平成 27 年 4 月 1 日に最初の新規検査を受けた車両 → (新税率) 平成 27 年度課税分から

平成 27 年 4 月 2 日以降に最初の新規検査を受けた車両 → (新税率) 平成 28 年度課税分から

最初の新規検査から 13 年を経過した車両（自動車検査証「初度検査年月」が平成 14 年以前）

→ (重課税率) 平成 28 年度から。次年度以降、順次 13 年を経過した車両が重課適用されます。

廃車・名義変更はお済みですか？

軽自動車税は、毎年 4 月 1 日時点の所有者に課税されます。廃車や名義変更等がお済みでない方は、早め手続きをお願いいたします。

〈手続き場所〉

知名町ナンバー（原動機付自転車・小型特殊自動車） 知名町役場 税務課 0997-84-3154

鹿児島・奄美ナンバー（二輪の小型自動車） 奄美自動車検査登録事務所 050-5540-2090

（軽二輪・軽三輪・四輪） 軽自動車検査協会 鹿児島事務所奄美分室 050-3816-1762

軽自動車税重課税率の適用年度早見表

初度検査年月	重課税率適用年度	備考	初度検査年月	重課税率適用年度
平成10年(※平成10年12月)	平成28年度～	※自動車検査証の初度検査年月は平成15年10月14日以前に登録された車両については、平成15年、平成14年、平成13年というように年単位で表記されています。この場合は、平成15年12月、平成14年12月、平成13年12月といったように読み替えることとなります。(地方税法等の一部を改正する法律改正附則第14条第2項)	平成24年4月～平成25年3月	平成38年度～
平成11年(※平成11年12月)	平成28年度～		平成25年4月～平成26年3月	平成39年度～
平成12年(※平成12年12月)	平成28年度～		平成26年4月～平成27年3月	平成40年度～
平成13年(※平成13年12月)	平成28年度～		平成27年4月～平成28年3月	平成41年度～
平成14年(※平成14年12月)	平成28年度～		平成28年4月～平成29年3月	平成42年度～
平成15年(※平成15年12月)	平成29年度～		平成29年4月～平成30年3月	平成43年度～
平成15年10月～平成16年3月	平成29年度～		平成30年4月～平成31年3月	平成44年度～
平成16年4月～平成17年3月	平成30年度～		平成31年4月～平成32年3月	平成45年度～
平成17年4月～平成18年3月	平成31年度～		平成32年4月～平成33年3月	平成46年度～
平成18年4月～平成19年3月	平成32年度～		平成33年4月～平成34年3月	平成47年度～
平成19年4月～平成20年3月	平成33年度～		平成34年4月～平成35年3月	平成48年度～
平成20年4月～平成21年3月	平成34年度～		平成35年4月～平成36年3月	平成49年度～
平成21年4月～平成22年3月	平成35年度～		平成36年4月～平成37年3月	平成50年度～
平成22年4月～平成23年3月	平成36年度～		平成37年4月～平成38年3月	平成51年度～
平成23年4月～平成24年3月	平成37年度～		平成38年4月～平成39年3月	平成52年度～

初度検査年月：軽自動車の場合は「初度検査年月」として車検証に記載されています。なお、中古車の場合は、最初の所有者による登録（検査）年月になります。中古購入した年月ではありません。

〈具体例〉

●平成14年8月に新車で取得した車両の場合(初度検査年月:14年-)

税率	0円	7,200円/年(旧税率)						12,900円/年(重課税率)					
		年度	H14	H15	H16	...	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
経過年数	0	1	2	...	11	12	13	14	15	16	17	18	

●平成26年8月に新車で取得した車両の場合(初度検査年月:平成26年8月)

税率	0円	7,200円/年(旧税率)						12,900円/年(重課税率)					
		年度	H26	H27	H28	...	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43
経過年数	0	1	2	...	11	12	13	14	15	16	17	18	

●平成27年7月に新車で取得した車両の場合(初度検査年月:平成27年7月)

・平成17年度排出ガス基準75%低減達成(★★★★)で平成32年燃費基準達成車

税率	0円	8,100円(軽課税率)						12,900円/年(重課税率)					
		年度	H27	H28	H29	...	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44
経過年数	0	1	2	...	11	12	13	14	15	16	17	18	

●平成27年7月に中古車で取得した車両の場合(初度検査年月:平成18年7月)

税率	0円	7,200円/年(旧税率)						12,900円/年(重課税率)					
		年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
経過年数	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	

三輪及び四輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、グリーン化特例（軽課）が適用されます。

〈適用条件〉

平成 27 年度 4 月 1 日から平成 28 年度 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた三輪及び四輪の軽自動車（新車に限る）で、次の基準を満たす車両について、平成 28 年度分の軽自動車税に限り適用されます。

- ① 電気自動車・天然ガス軽自動車（平成 21 年度排出ガス基準 10%低減）
- ② 乗 用：平成 17 年度排出ガス基準 75%低減達成（★★★★）かつ平成 32 年度燃費基準+20%達成車
貨物用：平成 17 年度排出ガス基準 75%低減達成（★★★★）かつ平成 27 年度燃費基準+35%達成車
- ③ 乗 用：平成 17 年度排出ガス基準 75%低減達成（★★★★）かつ平成 32 年度燃費基準
貨物用：平成 17 年度排出ガス基準 75%低減達成（★★★★）かつ平成 27 年度燃費基準+15%達成車

※②③については、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

車種区分				税率（年税額）		
				①	②	③
軽自動車	四輪以上	乗 用	自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
			営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		貨物用	自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円
			営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円
	三 輪			1,000 円	2,000 円	3,000 円